

「弁護士報酬の敗訴者負担」制度の導入に反対する決議

「裁判上の合意による敗訴者負担」の導入を図る「民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案」が先の通常国会に提出され、継続審議となっている。

「敗訴者負担制度」は、本来的に市民の裁判利用を抑制することを目的とする制度である。同制度の導入により、権利関係に争いがある事件あるいは紛争が複雑な事件等勝訴の予測がつかない多くの事件においては裁判利用を抑制する効果をもたらす、総体としてみれば同制度により裁判利用は抑制される。このような抑制効果の弊害は、経済的負担能力に限界のある労働者・消費者・中小業者に特に大きい。裁判利用を促進するために同制度を導入するというのは誤りであり、裁判利用を促進する観点からはこのような制度の導入を行うべきでない。

現在提出されている法案は、「裁判上の合意」が成立した場合（裁判になった後に原告被告双方の代理人弁護士が合意をし共同の申し立てを行った場合）にのみ、勝訴当事者の弁護士費用の一部を敗訴当事者に負担させるという限定付きではある。しかし、一部経済界は今回の法案を「敗訴者負担原則化への第一歩」と位置づけており、今回の法案の成立は将来の本格導入への重要な足がかりになりかねない。

さらに、今回の法案が成立すれば、労働契約・消費者契約・中小業者の契約等の契約書中に「敗訴者負担」が広範に持ち込まれることを助長することになってしまう。そのような事態となれば、労働者・消費者・中小業者は、法律による「敗訴者負担」ではなく、契約による「敗訴者負担」により、裁判利用が困難となってしまふ。このような重大な弊害をもたらす、現法案を成立させるべきではない。

今回の法案が廃案となった場合にも、契約書中に「敗訴者負担」を持ち込む

企ては行われうる。現に、米国では消費者契約・労働契約・中小業者の契約に広く「敗訴者負担」が持ち込まれている。米国では、「敗訴者負担」が市民の裁判利用を妨げる弊害に鑑み、多くの個別法において社会的弱者の側にのみ弁護士費用の回収を認める「片面的敗訴者負担」制度が定められ、同制度の抵触する私的契約における「敗訴者負担」は無効とされている。消費者契約・労働契約・中小業者の契約においては、消費者・労働者・中小業者が「敗訴者負担」の意味を十分理解しないまま契約が締結される危険、企業ないし大企業から提示された敗訴者負担条項を拒絶し得ない可能性が高く、裁判利用抑制の弊害の重大性に鑑みたとき、私的契約における「敗訴者負担」に文字通りの効力を認めることに合理的根拠があるとはいえない。わが国においても、少なくとも消費者契約・労働契約・中小業者の契約における「敗訴者負担」は無効とする立法措置が行われるべきである。

法律による場合でも契約による場合でも「敗訴者負担」が導入されれば、市民は権利を侵害されたり紛争に巻き込まれた場合には、相手方の弁護士費用の負担を覚悟しなくてはならなくなる。このように自らの権利の確保・実現や紛争の解決に大きな費用負担を覚悟しなくてはならない状況は、裁判利用を抑制する弊害のみならず、ひいては市民の社会活動や経済活動を萎縮させることにもなりかねない。

今回の法案の帰趨にかかわらず、今後ともさまざまな形で法律による裁判利用の抑制、契約による裁判利用の抑制が企まれることが予想される。自由法曹団は、いかなる方法によるものであれ、裁判利用を抑制しようとする動きに対しては断固としてたたかうこと、法律による裁判利用の抑制には反対し、契約等を利用した裁判利用の抑制の動きに対しては個々の事件や現場においてその不当性・違法性を明らかにするたたかいを継続することを宣言する。

2004年10月25日

自由法曹団2004年総会